

小田原都市計画道路(1・4・1号西湘バイパス他)の変更 公聴会のお知らせ

神奈川県では、このたび、小田原都市計画道路(1・4・1号西湘バイパス、3・5・9号小田原早川線)の変更の素案を取りまとめましたので、皆様のご意見をお聴きするため、素案の閲覧とともに公聴会を開催します。公聴会で公述を希望する方は申出期間内にお申し出ください。

1 都市計画素案の閲覧及び公述申出

閲覧(申出)期間	閲覧場所(公述申出書の提出先)	閲覧(申出)時間
平成29年8月1日(火)～ 8月22日(火) ※土曜日及び日曜日は閲覧(申出)できません。 ※公述申出書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1	午前8時30分～ 午後5時15分
	小田原市都市部都市計画課 〒250-8555 小田原市荻窪300	

公聴会で公述を希望される方は、「公述申出書」に必要事項を記入し、申出期間内に提出してください。(「公述申出書」は県都市計画課及び小田原市都市計画課に用意しています。また、県のホームページ「<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5901>」からも入手できます。)

なお、公述申出書の提出は、直接ご持参いただくか郵送に限らせていただきます。電子メール、ファクシミリによる提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

2 公聴会の日時及び場所 ※公述の申出がなかった場合は開催しません。

開催日	開催時間	開催場所
平成29年9月8日(金)	午後7時～午後9時	小田原市役所 7階大会議室 (小田原市荻窪300)

※公述人の人数によっては、終了時間が早くなる場合があります。

3 公述人の資格

原則として小田原市民及び利害関係人(素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方、小田原市内に在勤の方等)です。

4 公述人の決定

公述人は10人程度としますが、同じ趣旨の意見が多数あるときは、申出をされた方のうちから公述人となる方を決定させていただきます。決定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。なお、公述人1人あたりの公述時間は15分以内とします。

5 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催しません。開催しない場合は、次のとおりご案内いたしますが、ご不明の場合は、お手数ですが「7 お問合せ先」までご連絡ください。

- (1) 神奈川県公報に掲載
- (2) 県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5901>)に掲載
- (3) 神奈川県県土整備局都市部都市計画課、小田原市都市部都市計画課及び公聴会会場に掲示

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会が開催されることをご確認の上、当日、直接会場にお越しください。ただし、満員の場合は、傍聴をお断りすることがあります。

また、公聴会当日、手話通訳を必要とされる方は、平成29年8月22日(火)までに「7 お問合せ先」までご連絡ください。

7 お問合せ先

- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 TEL(045)210-6175 FAX(045)210-8879
- 小田原市都市部都市計画課 TEL(0465)33-1571 FAX(0465)33-1579

小田原都市計画道路の変更 計画概要図

